

2020年4月10日

大林新星和不動産株式会社

## 新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言への対応について

大林新星和不動産では、4月7日に新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを受け、4月8日から5月6日までの間、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への協力および協力会社を含めた当社グループ関係者の身体、生命および生活の安全を守る観点から、以下のとおり対応を実施いたします。

- ・対象地域に所在する事業所は原則テレワークを実施する。  
※首都圏においては3月27日からのテレワークの原則実施を一層強化・徹底
- ・業務上の必要性から出社するにあたっては、時差出勤や離隔距離を保った着席で3密（密接、密集、密閉）を避けるなど、感染防止を徹底する。

なお、上記以外の地域においても、対象地域への出張禁止や、テレワーク、時差出勤の推奨などにより感染拡大防止に努めます。

今後も関係者の皆様の身体、生命および生活の安全確保に最大限努めてまいります。

以上